

日本医薬品等ウイルス安全性研究会 会則

第1章 名称

第1条 本会は日本医薬品等ウイルス安全性研究会（The Japanese Society for Viral Safety Research of Biologics、略称：医薬ウイルス研究会）と称する。

第2章 目的および事業

第2条 本会は医薬品等、医療用具等のウイルス安全性に関連した研究ならびに応用の進歩発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、本会の目的を達成するために、つぎのような事業を行う。

- 1) 少なくとも年1回、総会、学術集会（シンポジウム）を開く。
- 2) 必要な情報を収集し、必要と認められる定期刊行物を発行し、会員に配付する。
- 3) 国内および諸外国の関連学術団体および国際団体との連絡ならびに協力をはかる。
- 4) 医薬品関連行政との関係ならびに協力をはかる。
- 5) その他、本会の目的達成のために、必要と認めた事業を行う。

第3章 会員

第4条 本会の会員は、正会員、賛助会員、特別会員とする。

- 1) 正会員は所定の年会費を納める個人とする。
- 2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、賛助会費年額7万円を1口以上納める個人または団体とする。
- 3) 特別会員は幹事会が推薦する本会の発展に必要と認められる個人で、会費を納める必要はない。

第4章 役員

第5条 本会は、次の役員をおく。

会長1名、幹事若干名、監査役2名。

第6条 会長は幹事会が選出し総会で承認する。

2. 会長の任期は3年とし、再任を妨げない。但し、原則2期とする。
3. 会長は本会を代表し、会務を統括する。

第7条 幹事は幹事会が推薦し総会で承認する。

2. 幹事のなかから代表幹事を選任する。
3. 幹事の任期は3年とし再任を妨げない。

第8条 代表幹事は幹事会を召集し、議長となる。

2. 幹事会は幹事の過半数の出席（委任状、メールによる委任状を含む）をもって成立し、議長を含めた出席者の過半数の賛成を得て決定する。可否同数の時は議長が決定する。
3. 幹事会は事務局長等、会の運営に必要な役職分担を決める。
4. 幹事会は本会のすべての事業計画を立案し執行する。

第9条 監査役は幹事会の推薦に基づいて、総会で選任するものとする。

任期は4年とする。監査役は会計監査および運営についての監査を行う、また幹事会に出席し意見を述べることができる。但し議決権は持たない。

第5章 総会

第10条 総会は正会員をもって構成する。

2. 総会は本会運営の基本的事項について決定する。
3. 総会は幹事会の決定に基づいて会長が召集し、幹事から議長をだす。
4. 総会の議事は、出席者の過半数の賛成を得て決定する。可否同数の時は議長が決定する。

第6章 学術集会

第11条 学術集会（シンポジウム）は、幹事会が企画立案し開催するものとする。

第7章 会計

第12条 本会の経費は、会費、賛助会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第13条 学術集会開催に要する経費は、別にこれを徴収することができる。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終る。

第15条 会計報告は年1回をし、総会の承認を得なければならない。

第8章 会則変更

第16条 本会会則の変更は、総会の議決を経なければならない。

付 則

本会則は平成15年5月23日の第2回総会をもって正式に施行する。

本会則は平成27年2月7日の第15回総会をもって、第6条2項を「但し、2期を限度とする」から「但し、原則2期とする」に改訂する。